

熊本県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成29年4月20日から平成29年5月19日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年1月5日

熊本県監査委員 豊田 祐一
 同 竹中 潮
 同 城下 広作
 同 池田 和貴

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
農林水産部 水産研究センター	<p>（試験調査船ひのくにの船舶安全法等に基づく定期検査工事について） 標記工事について、次の課題により入札が中止されている。 (1)発注に際し、納品までに5か月以上を要する交換部品があったにもかかわらず、40日程度と適正な工期を設定していなかった。 (2)担当職員が上記交換部品の確保について事前にメーカーに協力依頼し、入札公告後開札前に、既に交換部品がメーカー協力店に届けられていたことで、公平な競争が保たれなくなった。 再発防止策を策定するとともに、適正な会計事務の執行を行うこと。</p>	<p>本件工事については、納期に時間を要する部品を別途発注し購入した後に、支給品として交換を行うことで再入札を行い、無事に定期検査工事が終了した。 再発防止策としては、所内全職員に対して、特定課題研修の「不適正経理防止研修会」を実施した中で、今回の工事案件を事例研修として取り上げ、今後このような経理事務が発生しないよう周知徹底を図った。</p>
土木部 熊本港管理事務所	<p>（港湾施設使用許可について） 港湾施設使用許可について、次の課題がある。 (1)施設使用料徴収事務受託者は、港湾施設使用許可申請書を受け取っていたが、申請書が管理事務所に届いておらず許可が行われていない。熊本港管理事務所から受託者に申請書を受け取った場合速やかに管理事務所に提出することが徹底されていない。 (2)徴収事務受託者が徴収した使用料について許可を確認しないまま収入調定している。 熊本県港湾管理条例に基づき適正に事務を行うこと。</p>	<p>(1)監査の指摘を受け、受託者に対し、申請書の原本を当管理事務所へ速やかに提出するよう指導を徹底した。 (2)監査の指摘を受け、受託者と協議を行い、許可決裁後速やかに当管理事務所で収入調定（納付書発行）を行うこととした。</p>

<p>土木部 熊本港管 理事務所</p>	<p>(委託契約の事務処理について) 可動橋人道橋保守点検業務の電子入札において、入札手続に誤りがあり、予定価格以上の見積額を示した業者を落札者とした。 委託業務については、関係法令を十分に把握したうえで、適正に事務処理を行うこと。</p>	<p>当該案件の発生後、入札に係る研修の受講等により、入札に関する規程・規則について知識を得て、再発防止に努めている。 また、入札手続の誤りやすい点をまとめたチェックリストを作成、活用することにより、チェック体制の強化を図る。</p>
<p>土木部 天草空港 管理事務所</p>	<p>(天草空港修繕(VOR/DME用地造成) 工事について) 標記工事について次の課題がある。 (1)設計金額が、算定過程での違算により過小な金額となっている。 (2)誤った過小な設計金額に基づき施行したため、本来条件付き一般競争入札によるべきところ、指名競争入札を適用している。 設計金額の積算に当たっては、組織的な計数確認を強化し、適正な算定結果に基づき入札方式を決定すること。</p>	<p>当初工事設計書起案時においては、所内の照査を各項目毎に1名ずつで行ってきたが、今後は必要に応じ港湾課でも照査するなど、全項目を複数名で確実に実施し、違算が無いよう徹底する。</p>
<p>教育委員会 教育センター</p>	<p>(職員の交通事故等について) 私用中の司法処分がなされた交通法規違反が1件、公務中に過失割合が高い人身事故が1件発生している。 また、教育政策課へ交通事故報告等がなされていない。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p> <p>(幼稚園等新規採用教育保育士研修会の講師謝金について) 幼稚園等新規採用教育保育士研修会講師の謝金について、過払いが1件発生している。 報償費の支払に当たって適切な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。</p>	<p>職員の交通安全意識の高揚を図るため、職員研修として交通事故・違反防止の講話を実施した。(今年度3回実施) また、衛生委員会(班長会議)において、各職員の情報共有に努め、疲労運転防止等に繋げるなど、交通事故及び交通違反防止に向けて組織的に取り組んでいる。 交通事故報告については、「熊本県教育庁等職員の交通事故等に係る事務処理要領」を確認し、事故処理完了報告まで終了した。今後は要領に沿って速やかに対応を実施する。</p> <p>平成29年5月10日戻入決定を行い、講師本人から返納を受け、主管課(教育政策課)へ戻入報告を行った。 今後は、積算根拠である施行伺と支払書類の照合作業を主査、副査により実施し、組織的な確認を十分に実施することとする。</p>